



宮 崎 県 公 報

平成25年7月25日（木曜日） 第 2508 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 （ 送 料 共 ） 1 年 36,000 円

目 次

告 示

- 救急病院の認定……………（医療業務課） 1
- 生活保護法に基づく医療機関の指定……………（国保・援護課） 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の名称の変更（ “ ” ） 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の休止の届出（ “ ” ） 1
- 生活保護法に基づく指定医療機関の廃止の届出（ “ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支援事業所）の名称の変更……………（ “ ” ） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護支

頁

- 援事業所）の所在地の変更……………（国保・援護課） 2
- 生活保護法に基づく指定介護機関（居宅介護事業所）の休止……………（ “ ” ） 2

公 告

- 特定非営利活動法人の定款の変更認証の申請（3件）……………（蛸・鱒・鮎課） 2
- 土地改良区の定款変更の認可……………（農村整備課） 3
- 県営土地改良事業計画の策定……………（ “ ” ） 3
- 公共測量の実施の通知（3件）……………（管理課） 4
- 入札公告…………… 4

公安委員会公告

- 警備員指導教育責任者講習の実施について…………… 6

告 示

宮崎県告示第 437号

次の医療機関を、救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院等と認定した。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 名称及び所在地

名 称	所 在 地
県立日南病院	日南市木山1丁目9番5号

2 救急病院等の認定の有効期間

平成25年7月17日から平成28年7月16日まで

宮崎県告示第 438号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
田部歯科・矯正歯科	東諸県郡国富町大字本庄5012-2	平成25年5月1日

宮崎県告示第 439号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人

等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定医療機関の名称及び所在地

名 称	所 在 地
社団法人八日会藤元早鈴病院	都城市早鈴町17街区1号

2 届出事項

指定医療機関の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
社団法人八日会藤元早鈴病院	藤元総合病院	平成25年4月1日

宮崎県告示第 440号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	休 止 年 月 日
北諸地域訪問看護 ステーションサン フラワー	都城市高城町穂満坊 4 55番地 2	平成25年 7月 11日

宮崎県告示第 441号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成25年 7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
ほそしまクリニック	日向市大字日知屋古 田町11番地 1	平成25年 6月 1日
田部歯科医院	東諸県郡国富町大字本 庄5012番地 2	平成25年 4月30日
アイン薬局小林店	小林市細野2238- 3	平成25年 5月31日

宮崎県告示第 442号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年 7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
社会福祉 法人都城 市社会福 祉協議会	都城市松元町 4 街 区17号	都城市社 会福祉協 議会高城 指定訪問 入浴事業 所	都城市高城町穂満 坊 303番地 2

2 届出事項

居宅介護支援事業所の名称		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
都城市社会福祉協議会高 城指定訪問入浴事業所	都城市社会福祉協議会指 定訪問入浴事業所	平成25年 6月 6日

宮崎県告示第 443号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護支援事業所）から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成25年 7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

1 届出をした指定介護機関（居宅介護支援事業所）

居宅介護支援事業者		居宅介護支援事業所	
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地
合同会社 ささえ あい	北諸県郡三股町大 字樺山4055番地 9	居宅介護 支援 ハ ーモニー	北諸県郡三股町大 字樺山4055番地 9

2 届出事項

居宅介護支援事業所の所在地		変 更 年 月 日
変 更 前	変 更 後	
北諸県郡三股町大字樺山 4055番地 9	北諸県郡三股町大字樺山 4107番地	平成25年 6月 3日

宮崎県告示第 444号

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2 第 4 項において準用する同法第50条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第30号）第14条第 4 項においてその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定介護機関（居宅介護事業所）から次のとおり休止した旨の届出があった。

平成25年 7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

居宅介護事業者		居宅介護事業所		休 止 年 月 日
名 称	主たる事務所の所在地	名 称	所 在 地	
医療法人吉 誠会 理事 長 吉見多 喜雄	都城市高城 町穂満坊 4 57番地 1	北諸地域訪 問看護ステ ーションサ ンフラワー	都城市高城 町穂満坊 4 55- 2	平成25年 7月11日

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第 7号）第25条第 4 項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年 7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年7月3日	特定非営利活動法人一歩会	佐藤 留理子	宮崎県西臼杵郡高千穂町大字下野1433番地	この法人は、障害のある人とその家族に対して、それぞれの地域においてその人らしい生活をおくれるように支援するとともに、その人に合った日中活動の場を提供することにより、障害者の福祉増進を図ることを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年7月10日	特定非営利活動法人 Green of green	松本 篤	宮崎県東諸県郡綾町大字南俣5849	この法人は、障害者が安心して過ごせる地域社会を実現するために、地域生活支援事業や就労継続事業を通して、地域福祉サービスや自立支援活動を行い、もって、宮崎県内の福祉及び保健の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があった。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

申請年月日	名 称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
平成25年7月16日	特定非営利活動法人笑福会	竹内 和広	宮崎県北諸県郡三股町大字樺山4672番地50	この法人は、高齢者、障がい者や障がい児およびその家族等に対して、自立支援および福祉的支援を行うことを通じ、社会参加および地域住民の連携を推進し、障がい者および障がい児の社会的地位の向上を図り、安心して過ごせる地域の福祉発展に寄与することを目的とする。

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、日之影土地改良区（日之影町）から平成25年4月15日付けで申請のあった定款の変更を認可した。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、牧之原2期地区県営土地改良事業（都城市、畑地帯総合整備事業）に係る土地改良事業計画を定めた。

なお、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成25年7月25日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 縦覧に供する書類
策定に係る土地改良事業計画書の写し
- 縦覧期間
平成25年7月25日から平成25年8月22日まで
- 縦覧場所
都城市役所農政部農産園芸課内
都城市役所都北町別館畑かん営農推進センター内
- その他
この公告に係る土地改良事業計画（以下「この計画」という。）に対して不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、宮崎県知事に対して異議申立てをすることができる。

また、異議申立ての決定に対して不服があるときは、当該決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、宮崎県を被告として（宮崎県知事が被告の代表者となる。）、当該決定に対する取消しの訴えを提起することができる。

なお、土地改良法第87条第10項の規定により、この計画についての異議申立てに係る決定に対してのみ、取消しの訴えを提起す

ることができる。

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年 7 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成25年 6 月19日から平成26年 2 月28日まで
- 3 作業地域
宮崎市外

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年 7 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成25年 6 月20日から平成26年 2 月28日まで
- 3 作業地域
日南市外

測量法（昭和24年法律第 188号）第39条において準用する同法第14条第 1 項の規定により、公共測量の実施について、国土交通省九州地方整備局宮崎河川国道事務所長から次のとおり通知があった。

平成25年 7 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 作業の種類
公共測量（航空レーザ測量）
- 2 作業期間
平成25年 6 月18日から平成26年 2 月28日まで
- 3 作業地域
串間市外

入札公告

一般競争入札を次のとおり実施する。

平成25年 7 月25日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 工事名 平成25年度第 8 - 1 号 多重無線設備整備工事（以下「本工事」という。）
 - (2) 工事場所 宮崎市橋通東 2 丁目10番 1 号宮崎県庁ほか29箇所
 - (3) 工事概要 県庁統制局と総合庁舎局等とを多重無線回線で結ぶ防災 I P ネットワーク網の整備
 県庁統制局 N = 1 箇所
 総合庁舎局 N = 10箇所
 無線中継局 N = 19箇所
 - (4) 工期 本契約成立の日から平成27年 3 月20日まで
 - (5) 低入札調査基準価格 有
 - (6) 最低制限価格 無

(7) 入札方法 (1)の工事名について入札を実施する。落札決定に当たっては、入札書に記載した金額に当該金額の 100分の 5 に相当する金額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- 2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項
 本工事に係る入札に参加する者に必要な資格は、県が発注する建設工事等の契約に係る入札参加者の資格等に関する要綱（平成20年宮崎県告示第 369号。以下「入札参加資格要綱」という。）に基づく平成24・25年度の入札参加資格の認定を受けている者で、開札日当日において次の要件を全て満たす単体企業又は特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とする。
 - (1) 単体企業及び共同企業体構成員の共通の資格要件
 - ア 入札参加資格要綱に基づき認定を受けた建設工事の種類が電気通信工事であること。
 - イ 平成15年度以降に完成した国若しくは都道府県の工事又は同等の工事の主たる内容が電気通信工事で、その工種が無線通信設備（多重無線）である工事を元請として施工した実績（共同企業体の構成員（以下「構成員」という。））としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）があること。
 - ウ 県が発注する建設工事の施工実績がある者にあつては、平成24年度及び平成25年度の全ての工事成績が60点以上であること。
 - エ 本工事に係る設計業務等の受託者である電設コンサルタント株式会社（以下「設計受託者」という。）及び設計受託者の発行済株式総数の 100分の50を超える株式を有し、若しくはその出資の総額の 100分の50を超える出資をしている建設業者又は建設業者の代表権を有する役員が設計受託者の代表権を有する役員を兼ねている場合における当該建設業者でないこと。
 - (2) 単体企業の資格要件
 次の事項を全て満たす技術者を主任技術者又は監理技術者として専任で配置することができること。
 - ア 建設業法（昭和24年法律第 100号）に基づく電気通信工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する者であること。
 - イ 監理技術者にあつては、電気通信工業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。
 - ウ (1)のイの施工実績に関する条件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人等の経験を有すること。
 - エ 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。
 - オ 入札執行日時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。
 - (3) 共同企業体の資格要件
 - ア 構成員の数は 2 又は 3 であること。
 - イ 構成員の組合せは、(4)及び(5)に示す各構成員の資格要件をそれぞれ満たす組合せであること。
 - ウ 各構成員は、本工事に係る入札に参加する単体企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。
 - エ 共同企業体の結成方法は自主結成であること。
 - オ 構成員の出資比率の最小限度は、構成員の数が 2 の場合は

30%、構成員の数が3の場合は20%であること。

カ 共同企業体を代表する構成員（以下「代表構成員」という。）は、構成員のうち施工能力及び出資比率が最大であること。

キ 構成員のいずれも経常建設共同企業体でないこと。

(4) 代表構成員の資格要件

次の事項を全て満たす技術者を監理技術者として専任で配置することができること。

ア 建設業法に基づく電気通信工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する者であること。

イ 監理技術者にあつては、電気通信工業に係る監理技術者資格者証を有する者であること。

ウ (1)のイの施工実績に関する条件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人等の経験を有すること。

エ 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

オ 入札執行日時時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。

(5) 代表構成員以外の構成員の資格要件

次の事項を全て満たす技術者を主任技術者として専任で配置することができること。

ア 建設業法に基づく電気通信工事に係る監理技術者又は主任技術者となり得る資格を有する者であること。

イ (1)のイの施工実績に関する条件を満たす工事において、監理技術者、主任技術者、現場代理人等の経験を有すること。

ウ 直接的かつ恒常的な雇用関係を有する者であること。

エ 入札執行日時時点で3か月以上の雇用関係にある者であること。

(6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の4の規定に該当しない者であること。

(7) 入札公告日から契約が確定する日までのいずれの日においても、入札参加資格要綱第10条に規定する入札参加資格停止となっていない者であること。

(8) 手形交換所における取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(9) 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定による再生手続開始の申立ての事実がある者にあつては、当該手続開始決定後、入札参加資格要綱に基づく入札参加資格に係る随時の審査による認定を受けている者であること。

(10) 民事執行法（昭和54年法律第 4号）に基づく差押等金銭債権に対する強制執行若しくは国税、地方税その他の公課について滞納処分の執行を受け支払が不可能になった者でないこと又は第三者の債権保全の請求が常態となったと認められる者でないこと。

3 契約条項を示す場所及び期間

(1) 場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7627

(2) 期間 平成25年7月25日から平成25年9月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

4 入札説明書等の交付期間及び交付方法

(1) 交付期間 平成25年7月25日から平成25年9月25日まで（宮崎県公共事業情報サービスの運用時間に限る。）

(2) 交付方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載した入札説明書等をダウンロードすることにより交付する。

5 入札参加手続

(1) 入札に参加しようとする者は、入札参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び次に掲げる入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を提出しなければならない。

ア 単体企業の場合

(ア) 同種工事施工実績調書

(イ) 監理技術者等の資格・工事経験調書

(ウ) 建設業許可通知書の写し又は建設業許可証明書

(エ) 経営事項審査結果通知書の写し

イ 共同企業体の場合

(ア) 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

(イ) 特定建設工事共同企業体協定書

(ウ) 各構成員の経営事項審査結果通知書の写し

(エ) 同種工事施工実績調書

(オ) 主任（監理）技術者の資格・工事経験調書

(2) 申請書等の提出方法及び提出場所

ア 提出方法 申請書については、宮崎県建設工事等電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）にて提出すること。確認資料については、持参又は郵送（書留郵便に限る。以下同じ。）により書面で提出すること。入札書を書面により提出すること（以下「紙入札」という。）を希望する者は、申請書を持参又は郵送により提出するものとする。

イ 提出場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7627

(3) 電子入札システムによる申請書の提出期間 平成25年7月25日から平成25年8月9日までの毎日（電子入札システム運用時間に限る。）。ただし、平成25年8月9日にあつては、午後5時までとする。

(4) 紙入札による申請書及び確認資料の持参又は郵送による提出期間 平成25年7月25日から平成25年8月9日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）ただし、郵送の場合も提出期間内に到着とする。

(5) 申請書及び確認資料を(3)及び(4)の提出期間に提出しない者は、入札に参加することができない。

(6) 提出期間以降における申請書及び確認資料の修正及び再提出は認めない。

6 入札説明書等に関する質問及び回答

(1) 質問の受付期間 平成25年7月25日から平成25年9月10日まで

(2) 受付方法 電子メール (kiki-shobohoan@pref.miyazaki.lg.jp)

(3) 回答方法 宮崎県公共事業情報サービスに掲載する。

7 入札参加資格確認の結果の通知

入札参加資格確認の結果は、平成25年8月28日までに通知する。

8 設計図書及び設計図の交付場所、交付期間及び交付方法

(1) 交付場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985 (26) 7627

(2) 交付期間 平成25年7月25日から平成25年9月25日まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで）

- (3) 交付方法 CD-Rによる交付。ただし、申請書を提出した者に限り交付するものとする。
- 9 入札書等の提出期間及び提出方法
 入札書は、電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合に限り紙入札によることができる。
- (1) 電子入札システムによる入札書の受付期間 平成25年9月11日から平成25年9月25日午後5時まで(電子入札システムの運用時間に限る。)
- (2) 入札書提出時に工事費内訳書を提出すること。
- (3) 紙入札による入札の場合は、持参又は郵送によるものとする。なお、郵送による入札を希望する者は、書留郵便等の方法により確実に提出場所へ送付すること。また、封書表面に「入札書在中」と朱書で記載し、封書にした入札書、工事費内訳書及び入札参加資格確認結果通知書の写しを同封すること。
- ア 提出場所 宮崎県総務部危機管理局消防保安課 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7627
- イ 提出期間 平成25年9月11日から平成25年9月25日まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)ただし、郵送の場合も提出期間内に必着とする。
- 10 開札の場所及び日時
 (1) 場所 郵便番号 880-8501 宮崎市橋通東2丁目10番1号宮崎県庁1号館5階 災害対策本部総合対策部室
 (2) 日時 平成25年9月26日午前9時
- 11 入札保証金
 入札保証金については、宮崎県財務規則(昭和39年宮崎県規則第2号)第100条の規定による。
- 12 落札者の決定方法
 (1) 開札後、予定価格の範囲内で最低価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、当該価格があらかじめ設定した調査基準価格を下回り、調査の結果、次のいずれかに該当するときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
 ア 落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき。
 イ その者と契約することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認められるとき。
- (2) 最低価格で入札した者が2人以上いる場合においては、くじにより落札者を決定する。ただし、この場合においても、(1)のただし書の規定を適用する。
- 13 入札の無効に関する事項
 宮崎県財務規則第125条に規定する入札のほか、次のいずれかに該当する者のした入札は、無効とする。
 (1) 虚偽の申請を行った者のした入札
 (2) 入札公告の規定に違反した者のした入札
 (3) 本契約成立の日までに入札参加資格を満たさなくなった者のした入札
 (4) 工事費内訳書を提出していない者又は工事費内訳書に不備がある者のした入札
- 14 契約に関する事務を担当する部局等
 宮崎県総務部危機管理局消防保安課 宮崎市橋通東2丁目10番1号 郵便番号 880-8501 電話番号0985(26)7627
- 15 契約の手続において使用する言語及び通貨

- 日本語及び日本国通貨
- 16 契約の締結に関する事項
 本工事に係る契約には県議会の議決を要するため、落札決定後は仮契約を締結し、当該議決を経たときに本契約が成立するものとする。
- 17 その他
 (1) この競争入札による調達には、世界貿易機関(WTO)に基づく政府調達に関する協定の適用を受ける。
 (2) 特定調達に係る苦情処理の関係において宮崎県政府調達苦情検討委員会が調達手続の停止等を要請する場合がある。この場合、調達手続の停止等があり得る。
 (3) 2の(1)のイに掲げる入札参加資格要綱に基づく認定を受けていない者が構成員である共同企業体も5により申請書及び確認資料を提出することができるが、開札のときにおいて、当該構成員が当該認定を受け、かつ、本工事に係る入札に参加する資格の確認を受けておかなければならない。
 (4) その他この競争入札に関する詳細は、入札説明書による。
- 18 Summary
 (1) Nature and the services to be procured:Construction work on the multi-channel radio system
 (2) Application for Confirmation of Bidding Participation Rights:
 i) Period for submissions through the online bidding system: Open every day from 25 July 2013 through 9 August 2013 (submissions are limited to times within operation hours for the online bidding system). Bidding on 9 August 2013, however, will close at 5:00 p.m.
 ii) Submissions by post or in person: Submission Period From 9:00 a.m. to 5:00 p.m. 25 July 2013 through 9 August 2013, (excluding weekends). Note: submissions by post must arrive before the end of the submission period.
 (3) Date and time for the opening of bids: The opening of bids will begin promptly at 9:00 a.m. 26 September 2013
 (4) Contact point for the notice: General Affairs Department, Miyazaki Prefectural government 2-10-1 Tachibanadori Higashi, Miyazaki City 880-8501 Japan, TEL:0985-26-7627

公安委員会公告

宮崎県公安委員会公告第14号

警備業法(昭和47年法律第117号。以下「法」という。)第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者講習を次のとおり実施する。

平成25年7月25日

宮崎県公安委員会委員長 山崎 殖 章

1 講習の種類、警備業務の区分、実施日及び定員

種 類	警備業務区分	講 習 の 実 施 日	定 員
追加取得講習	1号警備業務	平成25年10月3日(木)から10月8日(火)まで(土、日曜を除く。)	20人

2 講習の対象者

講習の対象者は、受講申込みする当該警備業務区分以外の区分の資格者証又は講習修了証明書を有する者で、かつ、受講申込み

を行う日において、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 最近 5 年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して 3 年以上である者
- (2) 検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている者
- (3) 検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の交付を受けている警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者
- (4) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した者
- (5) 旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に合格した警備員であって、当該検定に合格した後、継続して 1 年以上当該警備業務に従事している者

3 講習の場所

宮崎市学園木花台西 2 丁目 4 番地 3
宮崎県技能検定センター（旧名称宮崎地域職業訓練センター）
電話0985-58-1570

4 受講申込書の提出方法等

(1) 提出先

受講申込者の住所地を管轄する警察署とする。ただし、受講申込者が警備員である場合は、その属する営業所の所在地を管轄する警察署でも良いこととする。

(2) 提出日時

警備業務の区分	提出日時
1号警備業務	平成25年8月19日（月）から8月30日（金）まで（土、日曜を除く。）の午前9時から午後5時まで

(3) 提出方法

提出は、申込者本人によることを原則とするが、申込者が警備員であって、その属する営業所の従業員に委任状を託しての代理申込みについては認める。郵送による申込みは認めない。

(4) 提出書類等

ア 受講申込書（受講申込者の写真（申請前 6 月以内に撮影した縦 3.0センチメートル、横 2.4センチメートルの大きさの正面、無帽、上三分身像、無背景のもの）を貼り付けたもの）

イ 2 に掲げる要件に該当することを証明する次の書面

(ア) 2 の(1)に該当する者

当該警備業務の区分に係る警備業務従事証明書及び履歴書

(イ) 2 の(2)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し

(ウ) 2 の(3)に該当する者

検定規則第 4 条に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証明書の写し及び警備業務従事証明書

(エ) 2 の(4)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 1 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し

(オ) 2 の(5)に該当する者

旧検定規則第 1 条第 2 項に規定する 2 級の検定（当該警備業務の区分に係るものに限る。）に係る合格証の写し及び警備業務従事証明書

ウ 資格者証又は講習修了証明書の写し（追加取得講習受講者に限る。）

5 手数料

受講申込時、次表の手数料に相当する額の宮崎県証紙により納入すること。

講習別	警備業務区分	手数料
追加取得講習	1号警備業務	23,000円

納入された手数料は、受講辞退その他いかなる場合にも返還しない。

6 その他

- (1) 受講申込みの受付が終了後、その旨、社団法人宮崎県警備業協会（電話代表0985-28-0518）に連絡すること。
- (2) この講習の実施に際して収集する個人情報、この講習に関する目的以外には使用しない。
- (3) 本件に関する問い合わせは、宮崎県警察本部生活安全部生活安全企画課警備係（電話代表0985-31-0110）に行うこと。

--	--